

## 必要添付書類について

| 資産の種類                                        | 必要添付書類                                 |
|----------------------------------------------|----------------------------------------|
| 預貯金（普通・定期）                                   | 通帳の写し<br>（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）    |
| 有価証券（株式・国債・地方債・社債など）                         | 証券会社や銀行等の口座残高の写し<br>（ウェブサイトの写しも可）      |
| 金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の銀行等の口座残高の写し<br>（ウェブサイトの写しも可）       |
| 投資信託                                         | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し<br>（ウェブサイトの写しも可） |
| タンス預金（現金）                                    | 自己申告                                   |
| 負債（借入金・住宅ローンなど）                              | 借用証書など                                 |

注1：本人及び配偶者（いる場合）について、上記の添付書類が全て必要となります。なお、お持ちでない資産については、添付書類を提出する必要はありません。

注2：生命保険、自動車、時価評価額の把握が困難である貴金属、絵画・骨董品等については対象外となります。

※添付する通帳等の写しについては、申請日の直近から2ヶ月前までの期間のものがが必要です。また、少なくとも

- ①銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分
- ②最終の残高が分かる部分

の写しが必要となります。

お問い合わせは  
昭島市保健福祉部介護福祉課  
介護保険係  
042-544-5111（内）2146